平成17年度第４回秋田市行政改革推進市民委員会議事録

日時：平成17年11月24日（木）
時間：13：30～15:20
会場：第２委員会室

１　開　会

２　議　事

(1) 次期行政改革大綱の骨子および構成について

事務局：資料「次期行政改革大綱各部局原案」により説明

（議事内容）

御牧会長：ここまでの事務局の説明に対し、質問、意見等はありませんでしょうか？

門間委員：資料「部局原案」に示されている改革実施項目には、「見直し」や「検討」といった文言が記載されているが、これらの違い・優先順位は？

事 務 局：「見直し」、「検討する」は文言のとおりである。「見直し」については現行のものを見直しするものであり、「検討する」については、よりよい方法等について検討するというものである。

総務部長：行政用語として一般的に、「見直し」は実施するものに使用し、「検討」は実施するかどうか分からないものに用いることが多いとされているが、「検討」は文字通り検討するものであり、その結果によっては、実施しない場合もあり得るものであるが、ここでの「検討」は、あくまでも実施することを前提に検討を行うという意味である。

門間委員：「部局原案」の第２編第１章第３項の「地域における様々な主体」とは？

総務部長：具体的には、町内会、民間企業、ボランティア団体やＮＰＯなどを想定しているものである。

門間委員：市民ということか？

総務部長：そのとおりである。

門間委員：同項の「公共を担う」とか「公共サービス提供」とは？

総務部長：市民協働の観点から、行政と市民が一緒になって行っていくことを意味するものである。今までは、「公共サービス」とか「公的サービス」とかは、行政が行ってきたものだが、これからは、行政、民間、市民が協働の観点から、それぞれの役割分担のもとで地域が必要とするサービスを協力して提供していく必要があるものである。

門間委員：「部局原案」の第２編第２章第２項に「地域の自治能力を高める専門的知識を有する人材の育成」とあるが、どのような年代の人をターゲットとするのか？

総務部長：一概に何歳代の人々とかといったものではなく、例えば、今後退職を迎える団塊の世代が地域づくりにその能力を活かしていただくことや、学生等の若い人達などの地域づくりへの参画を想定しているものであり、広く人材の育成を図りたいと考えている。

門間委員：専業主婦や退職者などをターゲットにしているのか？

総務部長：専業主婦や退職者などにも、それぞれの立場で地域づくりに参画していただきたいと考えているが、先ほどもお話ししたとおり、特定の人々をターゲットにするものではない。

門間委員：協働していく人間を育てるということか？

総務部長：そのとおりである。

門間委員：これは、あくまでも平成22年度までなのか？

総務部長：次期行政改革大綱の実施期間は平成22年度までであるが、行政改革はその後も継続していくものであり、この取組みが有効であれば計画期間後も引き続き取組むことも考えられる。

門間委員：平成23年度以降は、自分の子など次世代の人々がこの市民協働を担えるのか、心配である。

総務部長：今はこの層、５年後はまた別の層といった具合に時代の流れとともに変化していくことが考えられる。したがって、継続的な人材育成が重要と考えている。

門間委員：「部局原案」の第２編第３章第１項の「公立保育所の民間移行」については、平成22年度までに検討してその後実施するものなのか？

総務部長：平成22年度までにある程度のスケジュールを組み、計画的に民間移行を進めるということである。

門間委員：そうすれば、平成22年度以前に公立保育所の民間移行が実現する可能性があるということか？

総務部長：そういうことである。公立保育所の民間移行にあたっては、トータルに考え、段階的に進めていくものである。

門間委員：「部局原案」の第２編第３章第２項「指定管理者制度の活用」は、全ての公の施設について検討するのか？

総務部長：現在、すべての公の施設について、その管理運営のあり方を検討しているところであり、指定管理者制度を導入した方がよい施設については積極的に導入を図るものである。

門間委員：「部局原案」の第２編第６章第１項の「コンプライアンス」とは？

総務部長：我々公務員が法令を遵守することは当然のことであるが、違法なことはしない、ルールを守る組織づくりを行うことである。

(2) 委員会としての結論に向けた方向性について

事務局：資料「秋田市次期行政改革大綱について（提言素案）」により説明

御牧会長：ここまでの事務局の説明に対し、質問、意見等ありませんでしょうか。
委　　員：特になし。

御牧会長：事務局の説明に対する質問等はこれくらいにいたしまして、ここからは、資料の内容を踏まえたうえで、委員会としての結論に向けた方向性について、委員同士で意見交換を行いたいと思います。どうぞ積極的な意見交換をお願いします。
島澤委員：「部局原案」の第１編１の行革大綱策定の目的において「目標の数値化と公表」とあるが、本日の資料には数値目標が示されていないが、最終的な大綱では数値目標を明らかにしていくのか？
総務部長：実施項目の中には数値化が困難なものがあるが、数値化できる部分については、できるだけ数値化したいと考えている。
梅森委員「部局原案」の第２編第４章第１項に掲げられている使用料・手数料の適正化については、市民にきちんと説明し納得を得られれば、実現可能と思われる。これらのうち「大森山動物園入園料の適正化」については、前にも意見を述べたように値上げして良いと思うが、例えば、上野動物園のようなサポーター制を導入してみてはどうか？
総務部長：動物園入園料については、子どもは無料で大人は有料であるが、果たしてそれでいいのかどうか検討する必要がある。サポーター制については、例えば、民間からスポンサーとしてキリンの餌代を出してくれる人を募集したり、運営にあたってサポーターを募集したりすることなどが考えられる。
財政部長：サポーター制についても、動物園で検討をしているようだ。
総務部長：動物園については、いろいろアイデアを出して検討したい。
細川委員：「部局原案」の第２編第１章第１項の「地域センターのあり方について」と同章第２項の「本庁と（仮称）市民サービスセンターとの新たな役割分担の構築」、「（仮称）自治振興局の新設」は、どのような内容なのか？
総務部長：先ず、地域センターについては、かつて合併した際の役場だったところに設置されており、合併後年月を経た現在では、中途半端な位置付けになってしまっているところもある。そうした意味で今後どのような役割を担わせていくべきか検討する必要があるものである。
次に、市民サービスセンター関連については、現在都市内地域分権を進めているところであり、地域で完結できるような事業を持たせることなどを検討している。
最後に、自治振興局の新設についてだが、市民センターや地域センターなどを統括する部局を検討するものである。

島澤委員：市民サービスセンターは、既存のものをスクラップして設置するものなのか、あるいは、全く新しい組織として設置するものなのか？組織、機構が大きくなるのか。

総務部長：定員適正化計画に掲げているように、今後市は職員数を減らしていかなければならず、市民の力を活かしつつ資源を再配分して配置していきたいと考えている。

財政部長：本庁に管理機能、市民サービスセンターには市民と関連のある分野というように権限の移譲を行い、わざわざ市役所までこなくても、地域ですませられることは地域ですませることができるよう検討しているものである。

阿部委員：「部局原案」の第２編第３章第１項の「公立保育所の民間移行」についてだが、旧両町の保育所を除くとあるが、何故除くのか？

総務部長：おそらく合併協議に基づくものと思われるが、いずれは検討の対象となるものである。

阿部委員：公立保育所の民間移行は、一斉に行うのか？

総務部長：一斉に民間移行してしまうと、現在そこで働いている保育士などが余ってしまうので、保育士の定年などを勘案しながら数年に１箇所というふうに段階的に行っていくものと考えられる。

梅森委員：「部局原案」の第２編第３章第２項の「指定管理者制度の導入」にあたっては、指定管理者の候補者を募集する際の応募条件を市内や県内の事業所・団体に限定するのか？

総務部長：指定管理者制度の趣旨からは、原則として県内外を問わず公募すべきであろうが、市内における競争による地元企業の活性化や雇用の確保の観点から、募集の対象を限定することも考えられるものである。

島澤委員：「部局原案」の第２編第４章第２項の「新規財源」とは、具体的には独自課税などを想定しているのか？

財政部長：昨今の経済情勢では、一般財源の調達が難しいため、市独自で、例えば、県外から入ってくるものに対して課税できないか長期的に研究していくものである。

総務部長：今年度から広報あきたに企業広告を掲載したように、新たな広告収入なども含め広く検討するものである。

進藤委員：市の地方公営企業とは、具体的に何か？

総務部長：水道事業、下水道事業および交通事業である。このうち、交通事業は平成17年度いっぱいで終了する。また、病院事業については、地方公営企業法の一部を適用している。従って上下水道事業が対象となるものである。

進藤委員：市民サービスセンターには、賛同できるが、支所のようなものなのか、また、その数やイメージはどのようなものか？

総務部長：機能としては、支所を上回るものにしたいと考えている。また、その数は、東・西・南・北・中央（市役所本庁内）、河辺および雄和の７箇所を考えている。

島澤委員：市民サービスセンターの設置にあたって、建物を新たに建てるのか？

財政部長：市民サービスセンターは支所機能を中心に、公民館・コミュニティセンターなどを合築、複合化、多機能化し、その地域の核となり色々な活動ができるようにまとめた方が市民にとって利便性が高い。

総務部長：７箇所全部を新築するのではなく、既存の施設の老朽化が著しい新屋・土崎支所のように建て替えするものもある。また、河辺・雄和は、前の町役場をそのまま利用することを想定している。市民サービスセンターについては、建設場所等についても議論しているところである。

御牧会長：「部局原案」の第２編第６章第１項の「危機管理体制の充実・強化」に関連して、秋田市でテロが起こったときはどうするのか、テロなどの対策を行う組織の確立をすべきと思うが、一項目入れてみてはどうか？

総務部長：テロ対策については、国民保護法の施行に伴い、秋田市でも来年度、国民保護計画を策定することになっていることから、一項目追加することとする。

細川委員：「部局原案」の第２編第６章第１項の「コンプライアンス」について、今後民間委託等が推進されると役所内外ともに情報漏れが心配である。セキュリティ対策が必要と思われるが・・・。

財政部長：情報セキュリティについては、「部局原案」の第２編第５章第１項の「情報セキュリティー体制の見直し」の中で、汎用機やインターネットなどについて、現状では十分でないので、対策を講ずることとしている。また、委託契約等に係る情報漏れについては、契約で十分に対策を講じているものである。

門間委員：指定管理者制度への移行や民間委託の推進によって、かなりの職員が不要になるものと思われるが、余剰人員対策は、団塊世代の退職をまつのか、あるいは、あり得ないかもしれないが、職員のリストラを行うのか？

総務部長：基本的には、地方公務員法の規定により、職員の首切りはできないこととなっている。現実には、退職不補充により対応することとなるものである。また、他方で、早期退職制度を創設して退職しやすくするなどの方策も講じて職員の削減に努めているところである。

門間委員：この次期行政改革大綱の部局原案を拝見して、すばらしいものだと思った。自分は前回の第３次行政改革大綱は見ていないので内容は分からないが、今回のものは、市民も職員も痛みを伴うものである。市民は市民協働の名の下に行政に力を貸し、受益と負担の適正化ではお金を出し、民間委託等の推進により情報漏れの危険性にさらされる訳である。痛みを伴う改革を行っていくという職員の覚悟ができていなければ、これらの改革に市民が納得できないものである。そのためには、職員の専門性を高め、市民への説明責任を果たし、休日は地域の人材としてボランティア等に加わるなど職員の意識改革が必要である。最近、アルヴェの映画館が休館してしまったが、市の職員は他の映画館に行かず、そこで映画を見るようにするとか、セリオンに行って一消費者となるとかこれらを支えることが必要ではないのか。

総務部長：職員については、「部局原案」の第２編第１章第１項の「目標管理体制の確立」において、行政評価を公開しきちっとやっていく。すべての仕事にＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Action）サイクルを回していくためには、Ｃ（Check）とＡ（Action）を実践しながら、その仕組みを作ってまいりたい。

門間委員：私は秋田市の男女共生に携わってきたが、ここで、一分だけ話をさせて欲しい。国や県の取組と異なり、秋田市における男女共生は、男と女がイコールではなく、公正に公平にあくまでも人権に焦点をあてながら推進してきたものと認識している。市民協働を進めるにあたっても、これと同様に、職員は公正でなければならない。そうでないと、今後世代交代が難しくなると思う。次期行政改革大綱についての提言であるが、「はじめに」と「おわりに」はです・ます調で、事務局でまとめたものではなく、私たち市民の言葉で書かなければいけないものであり、市民にやさしく、分かりやすくするように横文字には用語の解説を付けるべきである。

総務部長：おっしゃるとおり大綱は市民にわかりやすいものではなければならないと考えており、必要に応じて用語解説を加えていきたい。

御牧会長：提言については、事務局と打ち合わせさせていただきたい。

阿部委員：この市民委員会には、広報あきたで委員を公募することを知って応募したものだが、委員会での議論を、委員名は伏せて、広報あきたに掲載して市民に知らせるべきではないか？

総務部長：委員会の内容を広報に載せればいいのだろうが、スペースの関係等もあって載せられない。ただし、市のホームページ上ではこの委員会の議事録を公開している。

阿部委員：私は、ホームページが見られない。そのような人のために広報で紹介すべきである。

総務部長：ホームページを見ることができない方などの問い合わせには、情報の提供等積極的に対応してまいりたい。また、行革大綱の最終成案については要点を広報に掲載することを検討したい。

谷口委員：「提言素案」の３の(2)の6の「市民の安全の確保」の安全の後に「・安心」も入れてみてはどうか。また、地域経営という言葉が、行政からの縛りと捉えられそうでひっかかるので、地域力の実現などと変えてみてはどうか。

総務部長：文言については検討し、注釈を付けるなどして調整していきたい。

進藤委員：改革といえば民間でも組織・機構をいじりたがるが、組織、機構の改正により屋上屋を重ねることになるなど混乱が生じ失敗することも多く、個人的には、組織改正はあまり好きではない。目的と手段、市民サービスの向上や効率性ありきで組織をかえるのだろうが、目先を変えるためのものにならないで欲しい。

門間委員：「提言素案」に、今日の会議での発言も盛り込まれるのか？

総務部長：そのとおりである。

門間委員：職員の意識改革なども盛り込んでもらいたいものである。

梅森委員：「提言素案」の２の(2)で、「民間で行える事業やサービスは、行政で行わない」と記載されているが、「行わない」ではなく、より良い方を採用するということではないのか？

総務部長：そのとおりである。

島澤委員：私は「行わない」という表現を気に入っている。行政が手をだすべきではないものは行わないという市の強い決意を感じる。また、「提言素案」の２の(3)の2で、「民間委託等」とあるが、「等」ではなく「民営化」などを入れてみてはどうか。

御牧会長：ごみ収集業務なども、「行政で行わない」こととしていくものなのだろう。

総務部長：例えば病院事業などは民間で行えるものであるが、不採算医療を誰が担うのか、難しい問題である。

門間委員：「提言素案」の中の資料「受益と負担の適正化について（たたき台）」では手数料の受益者負担率を100％としているが、100％とするのなら、こちらが申請等を行った際には、何日までやりますとか、処理期間を明らかにして、負担に見合ったきめ細かなサービスをすることが必要である。

事 務 局：以前にもたたき台を示しており、現在概ね適正な金額になっているが、基本的には、100％と負担ということで見直ししようとするものである。

門間委員：負担率を100％とするのであれば、その負担に見合った民間と同じようなサービスを心がける必要がある。

財政部長：サービス水準と負担水準を明確にする必要があるものと認識している。

進藤委員：「提言素案」の２の「市民と行政の役割分担と重点化」において、「重点化」とは何を重点化するのか？

総務部長：行政の役割の重点化という意味である。

進藤委員：それならば、「市民と行政の役割分担」で切ってもいいのではないか。

事 務 局：「市民と行政の役割分担」と「行政の役割の重点化」は並列して掲げたいので、後ほど文言を調整したい。

門間委員：その他の意見として、私は、男女共生イコール市民共生と考えているが、組織を見直す際に、「市民協働行政改革室」を作ってみてはどうか。男女共生政策室は、今年度から「男女共生・次世代育成支援対策室」と名称を変更したが、次世代育成という言葉が男性も子育てを積極的に行うことが男女共生との印象を与えることがあり、課の名称の市民に与える印象は大きいものである。

総務部長：組織機構の見直しにあたっては、管理部門をできるだけ縮小し、各部局が機動的になるような組織について検討したい。

島澤委員：全体についてであるが、「公共サービス」と「公共的サービス」という言葉が用いられているが、これらの違いは？もし、同様の意味であるのなら、文言を統一した方がよいと思うがどうか。

事 務 局：終始一貫していなくて恐縮である。今後の調整の中で統一を図ってまいりたい。

総務部長：委員の皆様からいただいたご意見を十分に反映させてまいりたい。

御牧会長：活発な意見交換、ありがとうございました。
意見もたくさんでましたが、本日の協議の内容を踏まえて、総務部長からまとめていただけませんでしょうか。

総務部長：本日の会議で、委員の皆さんから多くの意見をいただいたが、皆さんからいただいた意見を反映させて提言案をとりまとめたい。また、次期行政改革大綱の策定作業を市として行っていくが、大綱原案については、次回までにお示ししたいと考えている。資料については、できるだけ早めにお送りしたい。

細川委員：確認であるが、数値目標は、次回配布される資料の中に出てくるのか？

総務部長：次期行政改革大綱は、本委員会の提言をいただいてから最終的にとりまとめることになるが、実施項目の中には数値化が難しいものもある。次期行政改革大綱は、実現可能性を見極めながら作ってまいりたい。

事 務 局：次回の資料で数値目標を示すのはタイミング的に難しいと考えている。今後、実施項目について、予算や人員等の観点からその実現性等に検討を加えることになるものであり、できるだけ熟度の上がったものをお示ししたい。

御牧会長：本日は、行政改革大綱の骨子および構成と委員会としての結論に向けた方向性について意見交換を行っていただきました。本日、本委員会に与えられた協議はこれで終わりますが、次回（第５回）の会議内容等については、総務部長から原案の説明をお願いいたします。

総務部長：本日の委員会では、本委員会の最終目的である「受益と負担」など行政改革に関する特定のテーマに関するご提言をいただくため、総合的なディスカッションをしていただきました。次回（第５回）の委員会においては、本日の協議を含め、これまでの議論をまとめる形で、提言成案について最終的な協議をお願いしたいと考えております。また、次期行政改革大綱について、本日の協議を踏まえたうえで、庁内担当部局とも相談の上、大綱原案を提出したいと考えております。

3　その他

御牧会長：その他に移りますが、事務局から何かありますか。

事 務 局：次回（第５回）の委員会については、１月下旬の開催を予定しておりますが、詳細日程については、前回と同様に調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
また、本日の資料の送付の際に、第３回目の委員会の議事録の内容の確認をお願いしておりますが、内容等について、修正等があれば、この後、事務局に提出いただきますようお願いいたします。

4　閉会